

農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書

我が国では、円安や中東地域の産油国をめぐる情勢不安等により軽油価格が高騰しており、農林漁業者は厳しい経営状況に陥っている。

このような中、農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置については、平成24年3月末をもって廃止されることとなっていたが、各界からの強い要望により3年間の延長が認められ、適用期限が平成27年3月末となったところである。

この免税措置は、農業・林業作業機械や漁船の動力源などに軽油を使用する農林水産業の維持発展に大きく貢献してきたところであり、軽油価格が高止まりする中、厳しい経営環境に置かれている本県農林漁業者にとって不可欠なものである。免税措置が廃止されれば、農林漁業者は一層の負担増を強いられることとなり、経営の縮小のみならず廃業にさえ追い込まれかねない。

よって、国においては、新鮮で安全な食料、木材・木製品の安定供給を通じ、人々の「いのち」を支える農林水産業の経営安定を維持するため、国策として軽油高騰対策の充実・強化を図るとともに、農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を堅持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

徳島県議会議長 森 田 正 博